

## 基幹統計を巡る論点メモ

### 1. 指定の要件（別紙1）（法 § 2）

- ◎ 法定要件（内容の重要性、広範な利用）
  - ・ 政策遂行、民間利用、国際比較
- ◎ さらなる breakdown の可否？
  - 共通的なメルクマール（例えば、利用度、社会経済上のウェイト等）の設定は困難で、ケースバイケースの判断とならざるを得ないか？  
（政策ニーズ・時代背景も含めて重要性を判断することが必要）
- ◎ 指定事項
  - ・ 名称、作成目的、作成者、作成方法

### 2. 指定された統計の満たすべき要件

- ◎ 品質等
  - ・ 正確性・効率性（方法）、網羅性（対象）、利便性（周期）、迅速性（期日）  
（妥当性・正確性等の客観的基準が必要）
- ◎ 品質の確保方法
  - ・ 基幹統計調査：承認申請 ⇒ 審査（法 § 9、§ 10）
  - ・ 基幹統計調査以外：作成方法の届出 ⇒ 改善意見（法 § 26）

### 3. 手続（別紙2）

- ◎ 指定 ⇒ 承認（届出）
  - ・ 指定と承認（届出）の原則同時実施（総務大臣の一括諮問）
  - ・ 指定と承認のタイムラグ（指定の空振り状態）の可否？  
（空振りを認める場合のメリットは何か。）
    - 調査統計については、特段の理由がなければ、原則として一体的に整備（指定・承認）することとするが、加工統計、業務統計については、指定が先行することもありうる。  
（基幹統計を調査統計と加工・業務統計に区分して議論すべき）
  - ・ 新たに実施される統計調査については、準備事務の円滑な遂行のために、早めに基幹統計の指定をすることが有効な場合あり。

#### 4. 基幹統計と基幹統計調査の対応関係

◎ 新法における関係（別紙3）

◎ 具体例

- サービス業構造統計 — サービス業構造調査 or サービス業統計 — 構造調査
- サービス業動態統計 — サービス業動態調査 — 動態調査

◎ 上例右欄のように複数の基幹統計調査によって作成されるものを1つの基幹統計としての統合、その必要性、メリット・デメリットは何か？

- ユーザーにとってのわかりやすさ（統計調査間の関係等）
- ・ コストダウンになるか（プロジェクトとしての一体性等）
- ・ 報告者負担軽減

#### 5 基本計画における基幹統計に関するアウトプットイメージ

→ 以下の統計について具体的に列記することとすべきではないか。

- ・ 既存指定統計で基幹統計として存続させるもの
- ・ 既存指定統計で基幹統計としては廃止するもの
- ・ 既存指定統計で新たな基幹統計として統合するもの
- ・ 新規基幹統計として整備するもの

#### 6 基幹統計と基幹統計調査の関係の具体例

- ・ （別紙4）
- ・ 基幹統計調査は、基幹統計作成を直接の目的とする統計調査（法§2）と解すべきで、加工統計の基礎資料にとどまるものは、基幹統計調査にすべきでない（必要性が乏しい）。

## 基幹統計の概要

### 行政機関が作成する統計の中で特に重要な統計 (公的統計の中核となるもの)

- ① 国勢統計 (第2条第4項第1号、第5条)
- ② 国民経済計算 (同項第2号、第6条)
- ③ その他総務大臣が指定した統計 (同項第3号、第7条)

#### 《基幹統計の特徴》

##### 作成方法に関わらない共通の特徴

- ・ 作成した統計の公表義務 (第8条第1項)
- ・ 統計の公表期日及び公表方法についての事前公表義務 (第8条第2項)
- ・ 関係者への協力要請 (第29条第2項、第30条、第31条)
- ・ 罰則 (公表期日前に結果を漏洩する行為：第58条、改ざん行為：第60条)

##### 統計調査により作成する場合 (基幹統計調査)

- ・ 調査実施について、総務大臣が事前承認 (第9条～第11条)
- ・ 総務大臣からの変更・中止要求 (第12条)
- ・ 報告義務の賦課 (第13条)
- ・ 統計調査員の設置 (第14条)
- ・ 立入検査等の実施 (第15条)
- ・ 地方公共団体への事務の委託 (第16条)
- ・ かたり調査の禁止 (第17条)
- ・ 罰則 (かたり調査禁止違反：第57条、報告妨害：第60条、報告義務違反：第61条、立入検査妨害等：第61条)

※このほか、周期調査 (1年を超えるもの) については、予算の特別枠 (シーリング外) として扱われるほか、基幹統計調査の重要性を理由に、調査への協力を求めやすい。

##### 統計調査以外の方法により作成する場合

- ・ 作成方法についてあらかじめ総務大臣に通知 (第26条第1項)
- ・ 作成方法を改善する必要があると認めた場合、統計委員会の意見を聴いた上で総務大臣が意見表明 (第26条第2項)

※統計の精度向上へのインセンティブが積極的に働くことが考えられる。

# 基幹統計

- 国勢統計
- 国民経済計算
- 行政機関が作成し、又は作成すべき統計であって、次のいずれかに該当するものとして総務大臣が指定するもの
  - ・ 全国的な政策を企画立案し、又はこれを実施する上において特に重要な統計
  - ・ 民間における意思決定又は研究活動のために広く利用されると見込まれる統計
  - ・ 国際条約又は国際機関が作成する計画において作成が求められている統計その他国際比較を行う上において特に重要な統計

## 統計調査によって作成される基幹統計

基幹統計調査(=基幹統計の作成を目的とする統計調査)

- ※ 基幹統計の指定が行われれば、当該基幹統計の作成を目的とする統計調査は自動的に基幹統計調査となる。
- ※ 複数の基幹統計調査から一つの基幹統計が作成されることもありうる。

## 統計調査以外の方法によって作成される基幹統計

- 行政記録情報を集計して作成(業務統計)
- 他の既存統計の加工により作成(加工統計)

※ 統計調査と統計調査以外の方法とが混在することもありうる。

## 統計法（平成十九年法律第五十三号）

（定義）

### 第二条

4 この法律において「基幹統計」とは、次の各号のいずれかに該当する統計をいう。

- 一 第五条第一項に規定する国勢統計
- 二 第六条第一項に規定する国民経済計算
- 三 行政機関が作成し、又は作成すべき統計であつて、次のいずれかに該当するものとして総務大臣が指定するもの
  - イ 全国的な政策を企画立案し、又はこれを実施する上において特に重要な統計
  - ロ 民間における意思決定又は研究活動のために広く利用されると見込まれる統計
  - ハ 国際条約又は国際機関が作成する計画において作成が求められている統計その他国際比較を行う上において特に重要な統計

6 この法律において「基幹統計調査」とは、基幹統計の作成を目的とする統計調査をいう。

## 基幹統計に係る行政実務の流れ（想定）

### <基幹統計調査によって作成される新規の基幹統計>

#### ○ 基本計画の策定

- ↓
- ・ ○○省は△△年までに基幹統計として××統計を作成

#### ○ 基幹統計の指定

- ↓
- ・ 総務省は○○省と協議の上、××統計を基幹統計とし指定することを統計委員会に諮問 ⇒ 答申 ⇒ 指定

#### ○ 基幹統計調査の承認

- ・ ○○省は、総務省に××統計調査の承認申請
- 総務省は、統計委員会に諮問 ⇒ 答申 ⇒ 承認

- \* 1 ××統計の基幹統計としての指定及び××統計調査の承認については、同じタイミングで統計委員会諮問することが原則。
- 2 仮に統計委員会が××統計調査が承認できない(=基幹統計としての品質が確保できない)と判断した場合には、①承認できる統計調査の申請があるまでは××統計を基幹統計として指定しないという判断と、②××統計を基幹統計として指定した上で、早急に承認できる統計調査を申請するように促すという2つのやり方が考えられる。  
調査統計については、空振りの基幹統計の存在を回避するため、特段の理由がない限り①をとるべき。加工統計、業務統計については②の考え方（基幹統計として指定した上で作成方法の改善を促す）。

### <統計調査以外の方法によって作成される基幹統計>

#### ○ 基本計画の策定

- ↓
- ・ ○○省は△△年までに基幹統計として××統計を作成又は
- ↓
- 総務省は××統計を基幹統計として指定

#### ○ 基幹統計の指定

- ↓
- ・ 総務省は○○省と協議の上、××統計を基幹統計とし指定することを統計委員会に諮問 ⇒ 答申 ⇒ 指定

#### ○ 基幹統計の作成方法の届出

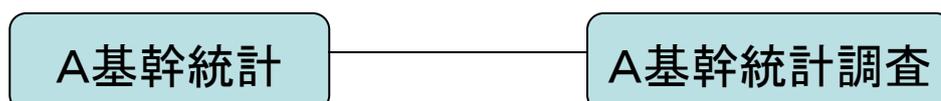
- ↓
- ・ ○○省は、総務省に対して基幹統計の作成方法を届出

#### ○ 作成方法の改善意見

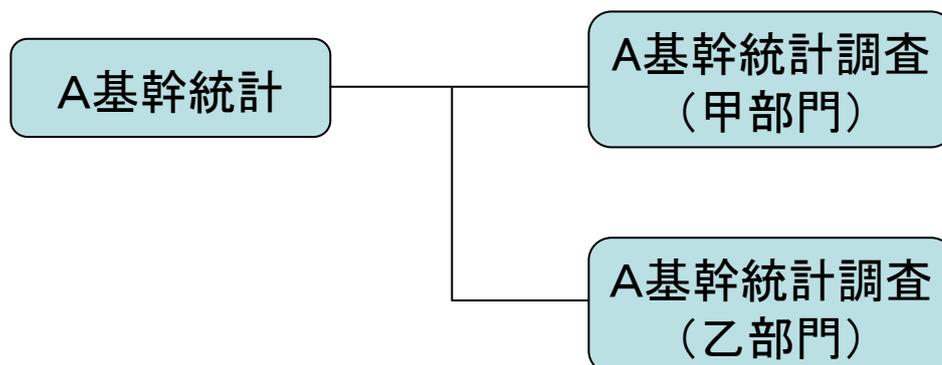
- ・ 総務省は必要があれば統計委員会に諮問の上、改善意見を陳述することができる。

## 新法における基幹統計と、当該基幹統計を作成する手段との関係(例示)

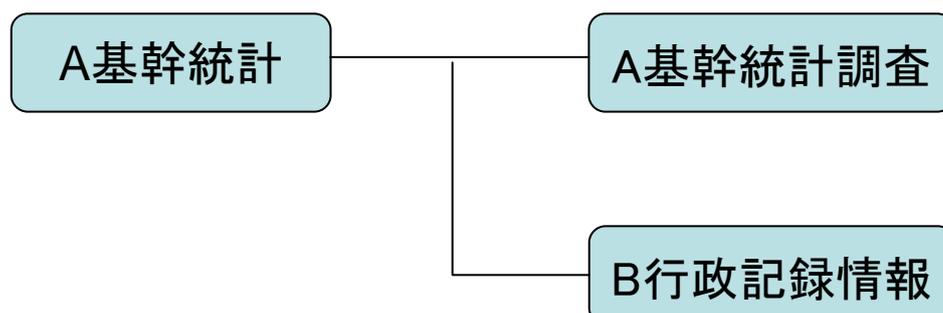
### 【単一の統計調査により作成されるケース】



### 【複数の統計調査により作成されるケース】



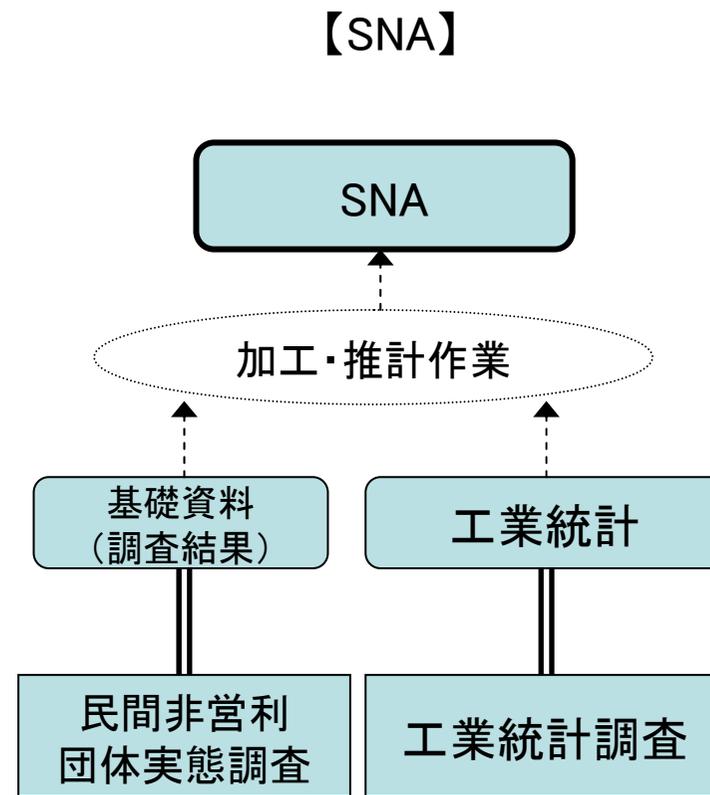
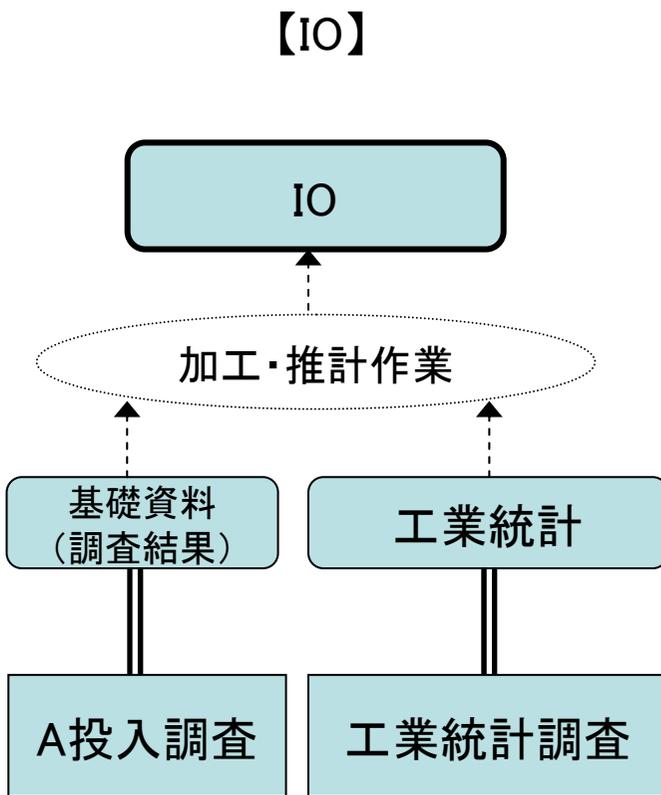
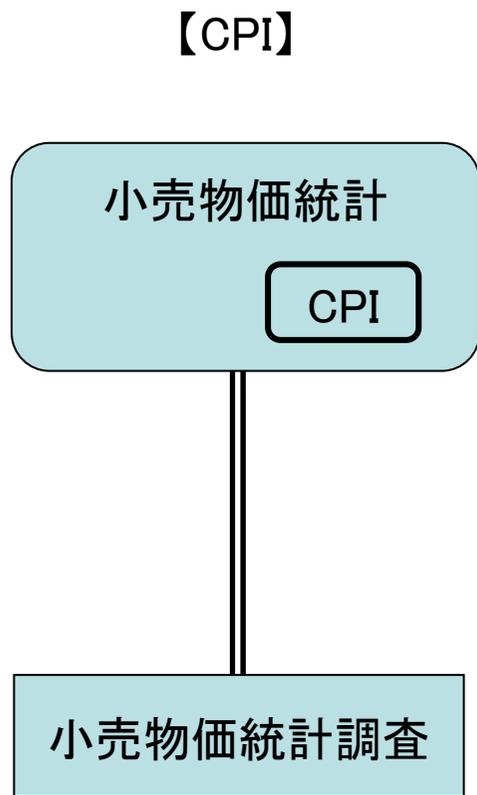
### 【統計調査と行政記録情報との混在により作成されるケース】



# いわゆる加工統計とそれに関する統計調査との関係(例示)

別紙4

(統計調査の目的に着目した整理)



- 小売物価統計調査【指定統計調査】  
⇒ 小売物価統計(CPIを含む。)を作成することが目的
- ※ 調査規則上、「消費者物価指数その他物価に関する基礎資料を得ることを目的」と規定

- 投入調査【承認統計調査】  
⇒ 産業連関表の作成のための基礎資料を得ることが目的
- 工業統計調査【指定統計調査】  
⇒ 工業統計調査(指定統計)を作成することが目的

- 民間非営利団体実態調査【承認統計調査】  
⇒ 国民経済計算の作成のための基礎資料を得ることが目的
- 工業統計調査【指定統計調査】  
⇒ 工業統計調査(指定統計)を作成することが目的